

ESG-S 指標に関する調査研究委員会中間シンポジウム
—「今、改めて ESG の「S」指標を考える」—

基調講演「金融庁におけるサステナブルファイナンスの取組」

2022 年 5 月 27 日

金融庁長官中島淳一

1. はじめに

- みなさん、こんにちは。金融庁の中島です。

「ESG-S 指標に関する調査研究委員会 中間シンポジウム」の開催にあたり、基調講演の機会をいただき、誠にありがとうございます。

- このシンポジウムは、連合・総合生活開発研究所及び QUICK ESG 研究所の共同調査研究として、ESG 課題の中の S（社会）の部分、とりわけ、雇用、労働、働き方などの課題に焦点を当てた、課題領域の特定と企業・投資家双方が利用可能な指標についての研究成果が発表される場と伺っております。水口先生をはじめ、本研究に携わられた皆様に、心より敬意を表します。

2. サステナブルファイナンスを巡る国際的な動き

- 私の方からは、まず、サステナブルファイナンスを巡る国際的な動きについてお話したいと思います。
- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっています。

- 世界的に見ると、サステナブルファイナンスは、公的年金を主体として株式市場を中心に発展し、最近では、株式投資における ESG 投資の拡大に加えて、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティ・ボンドといった ESG 関連債の発行額も増加の一途にあります。
- こうした中で、サステナブルファイナンスに関する国際的な議論が大きく進展しています。特に、2021 年、昨年秋の G 2 0、C O P 2 6 の開催に合わせて、開示基準の設定主体や民間の有志連合が今後の取組みを公表しております。
- G20 首脳会合では、気候及び持続可能性に関する「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」が公表され、市場、開示、リスク管理など 5 つの分野で、規制当局・国際機関・民間セクターの作業計画がまとめられました。
- また、COP26 では、気候変動問題を克服していくためには公的及び民間金融の役割が重要であるとの観点から、「ファイナンス・デイ」として金融に焦点をあてた議論が行われました。
- COP26 の開催期間中には、IFRS 財団がサステナビリティ開示の基準を策定する国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設置することを公表しました。
- ISSB は、サステナビリティ開示基準のうち、まず気候変動の開示基準について、本年 3 月末に意見募集を開始し、本年中に最終化を見込んでおります。日本としても、基準の内容や資金面などで国際的な基準策定の動きに積極的に参画していくことが重要です。

3. サステナブルファイナンスを巡る国内の動き

- 次に、サステナブルファイナンスを巡る国内の動きについてお話ししたいと思います。大きく2つの流れがあります。
- 1つ目の流れは、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みです。2020年10月に日本政府としてカーボンニュートラル実現の方針を打ち出して以降、昨年10月には地球温暖化対策計画およびエネルギー基本計画が改訂され、2030年までの温室効果ガス削減の中間目標や2030年のエネルギー構成の野心的な見通しが示されました。
- さらに今年に入って、炭素中立型の経済社会実現への具体的な道筋を示すため、経済産業省を中心にクリーンエネルギー戦略の策定が進められており、5月19日の中間整理では、金融を含めた幅広い施策が盛り込まれています。
- 2つ目ですが、政府として、「新しい資本主義」の下で、成長を実現するとともに社会課題を解決し、持続可能な経済を実現していくことを目指す流れがあります。その中で、金融資本市場の仕組みにも焦点が当たっています。
- たとえば、本年1月17日の岸田総理の施政方針演説では、「人への投資」の抜本強化の一環として、「人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定」することが表明されました。また、「男女の賃金格差も大きなテーマ」とした上で、「この問題の是正に向け、企業の開示ルールを見直す」との方針が示されました。
- このように、サステナブルファイナンスは国際的にも国内的にも大きな注目が集まっており、市場機能の健全な発揮を通じて、持

続可能な社会と成長を支えていく資本市場の役割は、ますます重要になっていくと考えています。

4. 金融庁におけるサステナブルファイナンスの推進

- こうした中、金融庁では、2020年12月に、企業、投資家、金融機関、証券会社、学者、関係省庁など、様々な関係者から構成される有識者会議を設置し、日本としてのサステナブルファイナンスの対応の方向性について、幅広くご議論をいただきました。この有識者会議は、このあと研究発表をいただく水口先生に座長にご就任いただき、昨年6月に報告書を公表しております。現在、その提言に沿って、様々な施策を進めています。
- 本日はESGの中でもS（社会）に関連する施策として、企業によるサステナビリティ開示の充実と、ソーシャルボンドを中心に、金融庁の取組をご紹介します。

5. 企業によるサステナビリティ開示の充実

- まず、「企業によるサステナビリティ開示の充実」については、コーポレートガバナンス・コードの改訂、法定開示書類におけるサステナビリティ情報の開示、国際的なサステナビリティ開示基準への意見発信の3つがあります。
- 一つ目のコーポレートガバナンス・コードにつきましては、2021年6月に改訂したこのコードにおいて、
 - ・ サステナビリティ課題の具体例として、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災

害等への危機管理などを盛り込むと共に、

- 取締役会は、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行うべきである。

とされました。

また、企業の中核人材における多様性の確保についても規定を新設し、

- 女性・外国人・中途採用者の管理職への登用をはじめ、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と測定可能な自主目標の設定、
- さらに、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針

について、企業に開示を促しております。

- この規定への対応状況としては、2021年12月末時点で、(旧)東証1部上場企業の67%、TOPIX100構成銘柄の89%の企業が開示を行っています。
- 2つ目の法定開示書類におけるサステナビリティ情報の開示につきましては、今週月曜(5/23)に行われた金融審議会ディスクロージャーワーキンググループにおいて、これまでの議論を取りまとめた報告書案について議論が行われました。
- 人的資本や多様性については、長期的に企業価値に関連する情報として、近年、機関投資家においても着目されており、企業価値との関係を示す研究結果も出ているところです。EUや米国など

の諸外国では、近年の制度改正により、多様性に関する取組みを含めた人的資本の情報開示が進んでいます。

○ こうしたことを踏まえ、我が国においても人的資本や多様性に関し、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、有価証券報告書において、

- ・ 企業が多様性の確保を含む「人材育成方針」や「社内環境整備方針」を開示するとともに、
- ・ それぞれの企業の事情に応じ、これらの「方針」と整合的で測定可能な指標を設定し、その目標及び進捗状況を開示すること
- ・ また、企業の多様性確保に係る指標として、男女間賃金格差、女性管理職比率、男性の育児休業取得率について開示項目とすること

などが報告書案として盛り込まれ、先日の金融審議会において概ね賛同が得られております。今後、すみやかに報告書の取りまとめを行う予定です。

○ 3つ目の国際的なサステナビリティ開示基準への意見発信については、IFRS 財団における国際的なサステナビリティ開示基準を策定する動きに、日本として積極的に参画していくことが重要です。

○ 日本では、ISSBの基準策定に対する意見発信及び国内の基準開発を担う組織として、日本の会計基準を策定する財務会計基準機構の下に、新たに「サステナビリティ基準委員会」(SSBJ)を設置することが公表されております。設立準備委員会において、すでに精力的な議論が行われています。

○ 人的資本や多様性に関しては、まだISSBによる国際的な基準策定の対象とはなっていませんが、国際的な基準策定を待つことなく、あるいは先取りして開示の議論を行うなど、国内・国際の両

面で、サステナビリティ基準策定への取組みを進めていきたいと考えています。

6. ソーシャルボンドに関する取組み

- 次に、ソーシャルボンドに関する取組みについて、お話ししたいと思います。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、従来の環境分野（E）以外にも、ソーシャル（S）分野の課題の重要性が再認識されつつあります。そして、こうしたソーシャル分野の課題に取り組むための資金調達手段であるソーシャルボンドが国内外で注目され、発行額も増加しております。直近の数字で申し上げますと、2021年のソーシャルボンド国内発行額は初めて1兆円を超え、1兆1600億円に達しました。これは、過去3年間で国内発行額が2倍以上になったことを示しています。
- ソーシャルボンドについては、世界的に発行が拡大する中で、日本では公的セクターによる発行例が多く、民間企業による発行は始まったばかりです。こうした中、経済界からは日本の状況に即した詳細なガイドラインの策定を望む声がありました。これを踏まえて、昨年10月、金融庁は「ソーシャルボンドガイドライン」を公表しました。本日まで出席の水口先生には、こちらの検討会議にも委員としてご参加いただいております。
- 本ガイドラインは、国際的に広く普及している国際資本市場協会（^イ^ク^マICMA）のソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、資金使途の例示において、防災・減災、子育て・介護支援、女性活躍推進や働き方改革など日本の状況に即した社会課題に対処するソーシャルプロジェクトの例を追加しています。

- ソーシャルボンドガイドラインでは、ソーシャルボンドの発行体は、資金使途となる事業の社会的な効果を適切な指標を用いて開示すべきとされています。一方で、国内ではこうした指標を用いた開示事例が十分に蓄積されていない状況にあり、多様な国内の社会的課題に対処する具体的なソーシャルプロジェクトを挙げた上で、それらプロジェクトの社会的な効果に係る指標を例示する文書の作成を進めており、来週にもパブリックコメントに付す予定です。
- 今後は、この例示文書を含めたガイドラインが、より一層、普及することを通じて、我が国の民間企業においてソーシャルボンドの発行が促進されることを期待しています。

7. サステナブルファイナンスに関する市場環境整備

- 本日は、S(社会)の要素に係る施策を中心にご紹介しましたが、金融庁では、サステナブルファイナンス全体に関わる市場環境整備にも取り組んでいます。
- 例えば、日本取引所グループ(JPX)と連携して、ESGに関する投資や資金調達を後押しするため、ESG投資情報を集約・可視化する「情報プラットフォーム」の立ち上げを進めています。まずは公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の経営・ESG 戦略、外部評価取得状況を一元的に集約し、今夏を目途に情報提供が開始されるものと承知しています。
- また、ESG投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がっている ESG 評価機関について、評価手法の透明性や公平性、利益相反の防止など、ガバナンスの確保に資するよう「ESG 評価機関の行動規範」を、本年夏頃を目途に策定したいと考えていま

す。

加えて、評価機関に止まらず、評価やデータを利用する投資家や、評価の対象となる企業が全体として有機的に連携し、市場全体の改善・拡大につながるよう、ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割についても提言を検討していく予定です。

- 金融庁は、サステナブルファイナンスの推進にあたり、今後も「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、さらに「金融機関の機能発揮」に向けて取り組んで参ります。
- 最後に、本日、コンファレンスにご出席の企業、投資家、研究者の皆様が、今後も、持続可能な社会の形成に大きく貢献していくことを期待いたしまして、結びとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(以 上)